

上田市景観計画素案説明会 主な質問、意見

1	日 時：平成 24 年 8 月 20 日～8 月 31 日（全 7 回開催） 午後 7 時から 1 時間程度
2	会 場：上野が丘公民館、丸子文化会館、上田創造館、中央公民館、 塩田公民館、武石公民館、真田中央公民館
3	参加者数：137 名

■主な質問と回答

質 問	回 答
【景観計画について】	
・上田市の景観計画の特徴は何か。	・歴史文化をもつ地域として上田城跡公園周辺を「旧城下町」として区分した。また、千曲川や河岸段丘などが景観の軸を形成し、高速道路や新幹線等の土木構造物も特徴的である。また、合併により菅平高原から美ヶ原高原までを市域として雄大な自然景観、素晴らしい眺望が楽しめる。景観計画では、そういった素晴らしい景観を保全するという面と、特性を生かして上田らしい景観を新たに創出していくという面があり、景観形成を通じて更に上田市の魅力を高めていきたいというのが計画の目的の一つである。
・景観計画では何を重視しているのか。	・美しく風格ある国土の形成を図るための景観づくりを通じて、地域経済の活性化を図るというのが景観法の目的の一つであり、その考え方に沿って、市の景観の保全や育成を推進する。魅力ある景観づくりを進めて地域の活性化に寄与することと、一定のルールを作って景観を保全していくという両面で考えている。
・景観計画を策定している県内の自治体はどこか。	・長野県、長野市、松本市、飯田市、千曲市、諏訪市、佐久市、茅野市、安曇野市、小諸市、小布施町、高山村が策定済みである。

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画を施行することで、住民にはどのようなメリットがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法に基づく制度を活用した景観形成を進めることにより、地域の発展、活性化につなげるというねらいがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観条例の改正はいつごろの予定か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の改正案は 12 月の議会に上程を予定している。施行は 4 月 1 日を予定している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の制限に関する地域区分は、地番等で区切っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には道路等の地形地物によって区分するなどしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「沿道」地域は、国道等が主なものとなっているが、主要地方道などで交通量も多い幹線道路は「沿道」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「沿道」地域は、土地の利活用に配慮して田園や山地などに比べて景観形成基準が緩やかになっている。そのため、田園や山地などの景観保全をするべき地域の道路については、「沿道」とはしていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と工作物の違いは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は、建築基準法上の定義に従う。工作物は、建築物を除いた工作物という位置づけである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象行為の基準の中で、建築面積の定義は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法上の建築面積である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さ制限について、中心市街地は最高で 31m となっているが、現状で 31m を超える建物はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地中心に、一番高い建物で、14 階建て 40 数 m のものがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物に対する高さ制限はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物には高さ制限はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出のあった行為の審査は誰が行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常は市の職員が行う。必要に応じて、景観アドバイザーや景観審議会の意見を聴く。審議会委員の構成としては、学識経験者として大学教授や、建築士、広告業者、美術関係者などとなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物等の指定の基準はあらかじめ規定されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法に基づき景観計画に規定している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要樹木の指定についてだが、自治会が管理している大木があって、剪定等の維持費がかかる。重要樹木に指定されれば維持管理についても市が行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市がすべて管理するということではないが、維持管理に係る経費の一部を助成するという制度はある。参考までに、現在の条例に基づく補助要綱では、かかった経費の 2 分の 1 以内で 300 万円を限度として補助するという規定になっている。

質 問	回 答
【景観施策全般について】	
<ul style="list-style-type: none"> 道路の草刈り等の維持管理について行政に要望しても予算不足からなかなか対応してもらえない現状であるが、道路景観の維持等について、景観計画ではどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観法の制度の中では、公共施設の管理者と協議を行って景観形成を図っていくという仕組みも盛り込まれている。景観行政団体として、国や県といった他の公共施設の管理者にも景観形成への更なる協力を求めていきたいと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 地区内に荒廃した空き家が多くあり、景観上好ましくなく、危険でもある。空き家に対する具体的対策はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画では景観重要建造物に指定されれば維持管理に係る経費の一部を補助するという制度があるが、単なる空き家の維持管理等については補助等はない。ただし、集落の景観をどうしていくのかというのは今後引き続き検討していくべき課題であるとする。

■主な意見

【景観計画について】

- まちづくりのためには地域の住民が住みやすい環境を整えていくことが重要だと思う。届出のあった行為について、単純に基準に適合しているかどうかだけを審査するのではなく、住民への説明を十分に行うように指導するなど少しでも地域住民の理解を得ていくような方法を検討してほしい。
- 10年、20年先を見越してまちづくりを進めてほしい。
- 統一感のある、観光面でもアピールする景観づくりを考えてほしい。
- パブリックコメントを活用し、住民の意見を多く取り入れてほしい。
- 大規模な工作物が建設される場合は、近隣関係者や自治会などに相談するよう指導してほしい。
- 行き過ぎた開発行為等は制限する必要があるが、必要以上に厳しく行為を規制するのではなく、きちんと行為者とコミュニケーションを図りながら、景観上さらに良い計画となるよう誘導指導するような運用をお願いしたい。
- 高さ制限の地域区分図をよりわかりやすくしてほしい。

【景観施策全般について】

- 上田城跡公園周辺の景観整備を推進してほしい。
- 地域の緑化事業や、祭礼行事の景観保存等についての対策をしてほしい。
- 稲倉棚田周辺の景観保全、環境整備について、他課とも連携して推進してほしい。
- 自治会などが行う景観形成のための活動に助成を要望する。

- ・農業従事者の高齢化が進む中で、荒廃した農地の対策が必要。
- ・国や県が行う道路事業等についても景観計画にそって景観形成への配慮をしてほしい。
- ・廃棄物が野積みされていて景観上悪いのでしっかり対応してほしい。
- ・基本方針に美しい眺めを守るとある。自治会で管理している山があつて、灌木は自治会で伐採していたが、木が大きくなりすぎて、山頂から眺めを楽しむことはできなくなってしまった。自治会で対応できないような大規模な伐採について市で対応を考えてほしい。
- ・屋外広告物について住民から自治会に苦情が寄せられており、指導をしてほしい。
- ・松くい虫の被害が深刻で景観上もよくないので対応を検討する必要がある。